

使用前検査合格証

原規規発第2010011号

国立大学法人 京都大学

学長 山極 壽一 殿

令和2年3月18日付け19京大施環化第236号(令和2年4月27日付け20京大施環化第10号をもって一部変更)をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和2年10月1日

原子力規制委員会